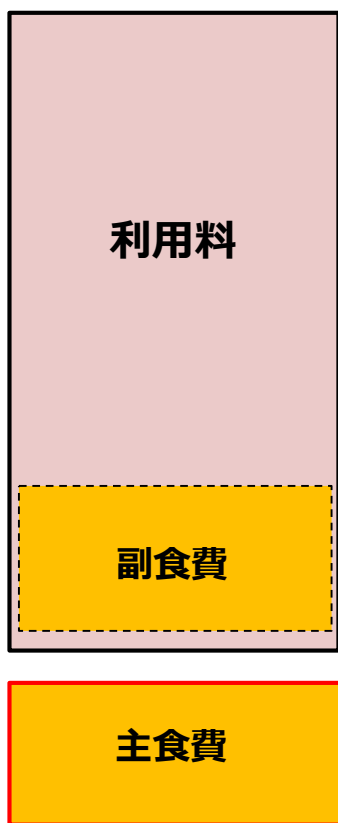


## 給食の材料にかかる費用（給食費）について

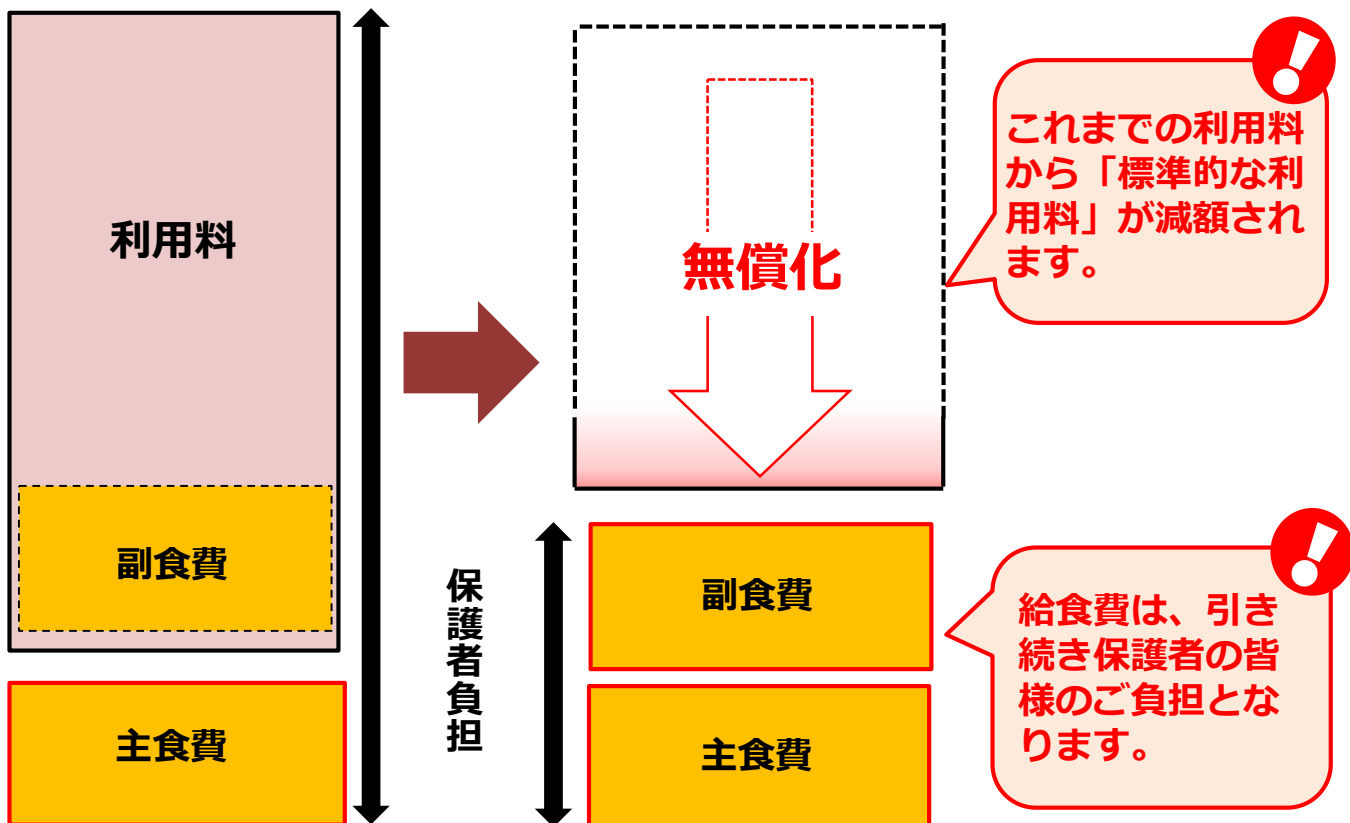
○ 令和元年10月から、3歳から5歳のお子様については、利用料から「標準的な利用料」が減額されます。

○ 施設の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、施設を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。

～これまで～



～無償化後（令和元年10月以降）～



…利用料



…施設による徴収